

会議録（要点筆記）

会議名	第 6 回みやま市地域公共交通活性化協議会及びみやま市地域公共交通会議
開催日時	平成 29 年 12 月 25 日（月）午後 2 時～午後 4 時
開催場所	みやま市役所 中会議室
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 第 5 回会議録（要点筆記）の確認 (2) 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ① コミュニティバス運行について <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行内容 ・ バス停留所標識 ② 自家用有償旅客運送の登録申請について ③ 地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 30 年度）の変更申請について ④ 地域公共交通網形成計画について ⑤ 地域公共交通調査等事業に関する事業評価について 3 その他 4 次回の開催について 5 閉会
委員出席者	荒巻会長、高野副会長、田中委員、徳永委員、大塚委員、芳野委員、馬場委員、平木委員、大久保委員、内山田委員、築地原委員、西委員（代理：河津委員）、吉住委員、堺委員、永田委員、井上委員、香川委員（代理：篠原委員）
欠席者	木村委員
事務局	坂田企画財政課長、山田企画財政課長補佐、上田
傍聴者数	0 人
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 回会議録（要点筆記） ・ コミュニティバス運行内容 ・ バス停デザイン案 ・ 自家用有償旅客運送の登録申請について ・ 地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 30 年度）の変更申請について ・ みやま市地域公共交通網形成計画（素案） ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定に係る事業）

1. 開会

＜坂田企画財政課長より開会＞

- ・委員欠席を報告。 木村委員

2. 議事

(1) 報告事項

- ① 5回会議録（要点筆記）の確認

【会長】

事務局より説明をお願いします。

＜事務局より説明＞

- ・承認後、会議録は市ホームページで公表いたします。

ご質問等はございますか。

＜質問なし。委員、了承＞

それでは会議録は確定し、市ホームページで公表します。

(2) 協議事項

- ① コミュニティバス運行について

【会長】

それでは、事務局より説明をお願いします。

＜事務局より、説明＞

- ・コミュニティバスの経路とダイヤ、運行委託先について説明します。

質疑を行います。

【委員】

運行委託先が瀬高交通自動車（有）となっていますが、私どもの会社には打診もありませんでした。

福祉バスからコミュニティバスになり、これだけの公共性がある事業を、福祉バスの運行委託をしているというだけで現行の1社に決定する事には異議があります。双方に、打診があつてしかるべきだと思います。

【事務局】

コミュニティバスの運行にあたっては、運輸支局への登録申請が必要であり、申請書には乗務員名なども必要です。その調整等について時間的に非常に難しい状況だったことから本提案をさせていただきます。

福祉バスの運行委託実績に基づき依頼しているところですが、今からでも可能であれば相談させていただきたいと思います。

【委員】

時間的に余裕がなかったと言われるが、ご連絡いただければ乗務員リストなど数日あれば提出できます。今からでも選定に入れていただきたいと思います。

【委員】

運輸支局の立場から申し上げます。運行について国補助を申請される場合、運行事業者の選定については公平かつ公募を行うことになっています。

最終的には市が決定することになりますが、選定方法については会議で明確にする必要があると思います。

【事務局】

現時点では実績を基に判断していますが、運行体制などの面も含め、受託可能かどうか伺いたいと思います。また、契約方法は随意契約で進めたいと思います。

【会長】

運行委託先の選定について、本会議での承認が必要ですか。

【事務局】

委託先の選定自体は、市が運行を委託するため決定権は市にあります。しかし、地域公共交通会議の承認が必要な運行計画には運行委託業者を記載する必要があります。そのため本会議で承認を得たうえで、市が運行委託業者と契約をすることになります。

【委員】

本日の会議では保留とし、私どもに対する打診をお願いします。

【事務局】

運輸支局に登録申請が必要なため時間的な課題があり、再度会議を開催することは難しい状況です。

改めて、両社から条件を伺ったうえで、決定については会議開催ではなく、持ち回りにより、会長、副会長に決定をご一任いただき選定したいと考えますが、いかがでしょうか？

【委員】

これだけの金額の契約で、いきなり随意契約というのはあまり例がないと思います。通常は、業者選定委員会などが開催されると思いますが、そのような経緯もなく、地域公共交通会議で判断基準も明確にされないまま、会長一任というのは無理ではないかと思います。

運行委託業者については保留とし、改めて公平かつ明確な判断基準のもとで決定していただかなければ、承認について判断が出来かねます。

【委員】

事前に市が選定委員会などを開催し、その結果を判断基準も含めて協議会に提案するのが通常のやり方です。

協議会は運行委託先も含めた事業計画全体を確認し承認する場です。3月1日からの運行ですから、道路管理者と所轄警察署に合意が取れている事を前提に、運行開始1ヶ月前の1月末までに提出してもらえば間に合います。

運行委託先については、文書協議という形式を取るということであれば、会議後に改めて各事業者と協議を行い、その結果を選定方法も含め、後日、書面持ち回りで説明する事について本会議で委員が承諾する必要があります。

【会長】

それでは、運行委託先の部分だけを空白にし、後日、選定方法を含め持ち回りで承認を得て、1月末までに書類を提出できるようにするという内容でよろしいですか。

【委員】

福祉バスの運行を受託しているため、コミュニティバスの運行ルート等について担当課と内容を詰めています。コミュニティバスの運行委託についても、先日話を受けたところです。当方としては、大型二種免許保有者が少ないため、乗務員の募集をかける等の人員確保に動いております。

運行委託業者の選定については市に判断を任せますが、当方としては既に動いている事に関して、市ではどのように考えられているか質問いたします。

【会長】

運行委託先については、会議の前段階で結論を出しておく話だと思いますので、会議終了後に協議をしてください。

運行内容について、他にありますか。

【事務局】

資料1の8番路線は、主な経由地が竹飯となっておりますが、正しくは西竹飯ですので訂正します。

【副会長】

運行回数が0.5となっておりますが、内容の説明をお願いします。

【事務局】

1往復を1回としています。0.5回は片道運行を指しています。

【副会長】

福祉バスと比較してコミュニティバスの運行回数は向上していますか。名称が変更になるだけだと感じます。

【事務局】

これまでの会議でも説明させていただいていますが、まずは現行の福祉バスのサービス水準を基本に、コミュニティバスを運行いたします。

運行回数やバス停は概ね福祉バスのままですが、運行日は大幅に増やします。今後、市民や利用者のニーズを踏まえ、随時、見直しを行いたいと考えています。

【会長】

協議事項①コミュニティバスの運行内容について、運行委託先の部分を除き、了承

することよろしいですか？

<委員、了承>

【会長】

それでは、事務局よりバス停留所標識について説明をお願いします。

【事務局】

バス停留所標識のデザイン案について、資料2の通り報告いたします。

(2) ②自家用有償旅客運送の登録申請について

【会長】

それでは、事務局より説明をお願いします。

<事務局より、説明>

・コミュニティバス運行にあたり、自家用有償旅客運送の登録申請の内容について、運行委託業者は保留とし、それ以外について説明します。
質疑を行います。

【委員】

利用料金は100円で、障害者や高齢者は50円ということですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

利用者について、市外の方の利用はどうなりますか？

【事務局】

みやま市に用を有する者として、市外の方でも乗れます。

【委員】

資料1の路線のところで起点、主な経過地、終点とありますが、ここに記載されているのがバス停名なのであれば、経過地ではなく経由バス停ではないのですか。

また、路線という表現も変えた方がいいのではないのでしょうか。

【事務局】

フィーダー系統の補助申請では、経由地という表示になっています。バス停名を表示していますが、経由地という事でご認識いただきたいと思います。

【委員】

高齢者は65歳以上で介護保険被保険者証保持者となっていますが、65歳以上かつ介護保険被保険者という意味ですか。

【事務局】

基本的に 65 歳以上の方は介護保険被保険者証をお持ちですので、65 歳以上かつ介護保険被保険者証保持者という意味です。

【委員】

番号などを確認する必要があるということですか。

【事務局】

確認までは不要と考えています。ただ、市民への周知をする際には、介護保険被保険者証を是非お持ちくださいとお知らせしたいと考えています。

【委員】

運行日ですが、祝日は運行するということですか。また、資料 1 の運行内容で、先程ご指摘があった路線という表現ですが、ここは運行系統になります。

また、バス停位置については確認作業が終了していますか。

【事務局】

祝日は運行し、日曜日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までが運休となります。

ご指摘いただいた路線という表現は、運行系統に修正いたします。

バス停設置については、各道路管理者との道路使用の協議はほぼ終了しておりますが、警察署と最終的な調整を行っているところです。

【委員】

自家用有償旅客運送の登録申請は、道路管理者と警察署との調整が全て完了したうえで届出をお願いします。

【委員】

全路線が月曜日から土曜日までの毎日運行となり、運行する車両台数が増えている状況です。そのような状況のなか、大型二種免許保有者の確保は、非常に難しいと思います。

人員確保の部分がかなり大きなウエイトになるので、もし変更が可能なら祝日は運休にしてもらえると運行する側として有り難いです。

【事務局】

市民の利便性の向上を目的に、祝日運行を提案しております。人員確保の課題もあるようですので、運行委託業者の選定とあわせて協議させていただきたいと思います。

【委員】

福祉バスと違い、一般の利用者も増えると思います。可能なら祝日運行していただくように努力いただきたいと思います。

【委員】

1 社で全てを引き受けるのは負担かもしれません。2 社であれば人員確保も 3~4 人で済みます。

【委員】

日曜祝日は貸し切りバスが多く、バスは稼働していなくても運転手がないというバス会社はたくさんあります。乗務員の確保で苦勞されるというのは理解できます。

【委員】

事務局からの提案が非常に分かりにくいです。

福祉バスでの改善点をしっかりと把握したうえで、コミュニティバスに変更するというような積み上げが全くありません。

形成計画には、今後のみやま市の公共交通に関することについて、どういう人を対象に、どのようなサービス内容で提供していくかという事を明記する事が一番重要です。福祉バスからコミュニティバスに変更する理由、内容などは、市民のためという事ではなく、しっかりとしたデータの裏付けをもとに根拠を示していただき、会議で議論する必要があると考えます。

【委員】

福祉バスからコミュニティバスへの変更の経緯などについての議論は、一旦保留にして、議題を次の形成計画に移した方が良いと思います。

みやま市は様々な諸事情があり、コミュニティバスの運行開始が計画策定よりも先にあります。そのため、計画策定のために収集した各種調査結果は、コミュニティバスの運行内容に反映されていません。事務局はそうした事情も含めて、説明いただくようお願いいたします。

【会長】

運行委託業者、祝日運行については、本日の会議後に再度協議することとします。

また、「協議事項②自家用有償旅客運送の登録申請について」が承認されれば、自ずと「③地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 30 年度）の変更申請について」が決定するという事ですので、次の協議事項④に進みたいと思います。

（２）④地域公共交通網形成計画について

【会長】

それでは、事務局より説明をお願いします。

<事務局より、説明>

- ・みやま市地域公共交通網形成計画（素案）について説明します。
- ・本日の説明を踏まえ、1月19日までに意見等を書面にていただけますようお願いいたします。
- ・その後、2月中旬に予定する次回協議会にて計画案を確定し、市に答申を行う予定です。また、市はパブリックコメントを実施し、今年度中に策定することを予定しています。

質疑を行います。

【委員】

72 ページ、「基本方針 I ①市民の移動ニーズに応じたコミュニティバスのルート・

ダイヤの継続的な見直し」という部分で、福祉バスに対する課題や見直しの方向性等の具体内容が不足しているように思います。

また、アンケート結果を基にしたコミュニティバスに対するニーズの把握をどのように行うかなどについても記載が必要だと思います。

【会長】

委員からのご意見は、1月19日までに書面でお願いします。

(2) ⑤地域公共交通調査等事業に関する事業評価について

【会長】

それでは、事務局より説明をお願いします。

＜事務局より、説明＞

- ・地域公共交通網形成計画の策定に必要な調査やヒアリング等は、国の補助を受けて実施しています。そのため、その内容について評価し報告することになっています。本日はその評価案をご説明します。

【会長】

2月の会議で形成計画の最終案を決定する予定です。形成計画の決定後に評価するのではないですか。

【委員】

国の補助要項において、平成30年3月までを見越して1月24日までに報告いただくことになっています。

形成計画を策定する補助金が適切に使われているかなど、策定したという仮定の下で評価をしていただく事になります。

素案が出来ていれば補助金の申請は可能であり、計画が確定していなくても事業評価をする必要があります。

【委員】

資料6の①事業の結果概要の部分の文章がおかしいと思います。4割～5割の方が低評価というデータ結果から、関心がないという結論には結びつかないと思います。表現を再考してください。

【事務局】

ご指摘どおり、適切な表現に修正します。

【委員】

②の事業実施の適切性の部分の文言についても、適切に実施されたではなく実施したという表現が適切かと思います。

【事務局】

資料6の①、②の表現について修正します。

(2) ③地域内フィーダー系統確保維持計画（平成30年度）の変更申請について

【会長】

協議事項③資料4の説明をお願いします。

<事務局より、説明>

- ・本年6月の会議で一度申請内容を承認いただきましたが、その後新たに西鉄の駅への接続や3カ所バス停を増やしたので変更申請を行う予定です。その内容を説明します。

【会長】

協議事項③については、協議事項①、②と連動しています。保留になっている運行委託業者と祝日運行に関する承認をどのように行うかという件ですが、持ち回りで文書協議で良いかということについてご意見をお伺いします。

【事務局】

会議開催ではなく、持ち回り決裁という形をお願いしたいと考えています。

【委員】

これから色々な人がコミュニティバスを利用するという事を考えると、出来るだけ運行日は増やす方が良いと思います。しかし、実際に運行するうえで人員配置が難しいという事であれば、運行業者と協議していただいて報告でも良いかと思います。

【副会長】

運行委託先については、市で協議し、報告するという事でご理解いただければと思います。

【会長】

では、市と事業者で運行日を含め、運行委託先の協議を行い、その結果を各委員に書面持ち回りにてご説明させていただくという事でよろしいですか。

<委員、了承>

3. その他

【委員】

形成計画の最終素案が確定するまで、協議会が1回しか開催されないということが非常に心配です。

1月19日までに出了意見等で修正を行い、次回会議に諮り、パブリックコメントを実施するというスケジュールだと、2月の段階で協議会から手が離れてしまいます。そのため、非常に短い時間で内容を確認することになります。

1月19日までに出了意見を出来るだけ早くまとめていただかないと、確認する時間がほとんどないと思います。

【事務局】

1月19日までに集まった意見で修正をし、出来るだけ早くご確認いただくようにしたいと思います。

そのうえで、次回2月の協議会において最終決定できればと考えています。

【会長】

それでは、1月19日までに出了意見を集約し反映させた素案については、事前に早い段階で配布いただくということをお願いします。

パブリックコメントの実施予定時期は、いつごろですか。

【事務局】

2月の協議会で確定すれば、すぐに行う予定です。

【委員】

運輸支局に質問です。乗務員は、月曜から土曜まで毎日運行の場合、最低何人が必要ですか。また、運行管理者の資格内容についてもご教示ください。

【委員】

基準を確認し、事務局に連絡します。

4. 次回の開催について

【事務局】

次回は平成30年2月14日（水）14時よりお願いします。

5. 閉会

【会長】

これで第6回みやま市地域公共交通活性化協議会およびみやま市地域公共交通会議を閉じさせていただきます。

（午後4時閉会）